

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係            3 件

厚生年金関係            5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から同年12月まで

昭和47年12月に勤務先を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。当時は、毎月、自治会の集金常会があり、父母及び私の国民年金保険料を母が持参して集金人に渡していた。

申立期間は国民年金保険料の未納期間と記録されているが、亡くなった母から生前に「国民年金保険料を未納にしたことはない。」と聞いていたので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びA市区町村（現在は、B市区町村）が保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和43年4月5日に払い出されていることが確認でき、47年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に申立人が国民年金の被保険者資格の得喪に係る届出を行ったことをうかがわせる関連資料等はない上、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、特殊台帳の記録から、申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、50年10月に過年度納付されたことが確認できるところ、申立人が所持する年金手帳に記載されているとおり、仮に申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得日が48年1月1日であったとすると、過年度納付した50年10月の時点では、48年7月までの国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能であったにもかかわらず、49年1月までの国

国民年金保険料をさかのぼって納付していることからすると、被保険者資格の取得日が49年1月1日であったため、それ以前の期間の国民年金保険料は過年度納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も故人となっていることから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の母が、国民年金制度発足時の昭和36年4月から地区の集金人を通じて納付していたので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが確認できるところ、申立人の所持する国民年金手帳の申立期間後の昭和40年1月以降の期間に係る検認欄には、国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されていることが確認できる一方、申立期間に係る検認欄には検認印が押されていないことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は未納であったと認められ、その保険料未納の記録は、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の記録と一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母や、申立期間当時、申立人が居住していた地区で集金を行っていたとされる者は既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である上、申立人の母が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 389

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 明治41年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から44年10月まで  
父から、「年金権を確保するため、昭和44年ごろに一括して保険料を納付した。」旨の話を聞いたことがある。父は申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いないと思うので、申立期間を、保険料納付済期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の子は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人も既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の生年月日から、申立人は、国民年金制度の発足当時、50歳以上55歳未満であった明治39年4月2日から44年4月1日までの間に生まれていることから、制度上、60歳未満でも国民年金の強制加入被保険者ではなく高齢任意加入の対象者とされているところ、国民年金任意加入被保険者名簿において、明治44年4月1日以前に生まれた被保険者の縦覧調査を行ったが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、上記の高齢任意加入の対象者で任意加入しなかった者のための特例加入期間である昭和45年1月1日から同年6月30日までの期間において、国民年金に任意加入した被保険者(5年年金)に係る国民年金受付処理簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る国民年金記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 33 年 4 月から A 社 B 支店（現在は、同社 C 支店）に勤務した。しかし、同支店における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和 36 年 4 月 1 日となっている。

申立期間は、A 社 B 支店の作業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 C 支店が提出した在籍証明書及び同社が保管する人事台帳から、申立人が申立期間において A 社 B 支店に雇員として在籍していたこと、及び昭和 36 年 4 月 1 日に同社 B 支店に入社したことが確認できる。

しかしながら、A 社本社人事室及び同社 C 支店は、「申立期間当時の関係書類が現存しないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等については、不明である。」と回答している。

また、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員から、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の人事台帳における申立人の入社日は、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 36 年 4 月 1 日であるが、申立人は、同日以前の 33 年 3 月から 36 年 3 月までの期間において雇員として A 社 C 支店に在籍していることが確認できるところ、前述の被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ同年 4 月 1 日であることが確認できる同僚は、前述の人事台帳における入社日が同日であること、及び同日以前の 35 年 11 月から 36 年 3 月までの期間は傭人として A 社 B 支店に在籍していることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた二人の同僚のうち一人は、前述の被保険

者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同じ昭和 36 年 4 月 1 日であることが確認できるところ、前述の人事台帳における入社日が同日であること、及び同日以前の 33 年 3 月から 36 年 3 月までの期間は傭人として A 社 B 支店に在籍していることが確認できる。

一方、もう一人の同僚は、前述の被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 29 年 4 月 1 日であることが確認できるところ、前述の人事台帳における入社日が同日であること、及び同日から正社員として A 社 B 支店に勤務していることが確認できる。

このほか、前述の被保険者名簿において、申立期間及び申立期間直後の期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚二人は、厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことなどから、申立期間当時、A 社 B 支店は、同社に勤務することとなった者について、雇用形態などにより、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

そのほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月ごろから22年6月ごろまで  
昭和21年10月ごろから22年6月ごろまでの間、A社に勤務していた。  
当時の同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述及び、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に故人となっており、関連資料や供述を得ることができない上、前述の同僚や従業員は、「申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かは、分からない。」旨を供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間後の昭和31年8月以降の期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立期間当時の事業主の子は、「A社は小さな会社で昭和40年代までの期間においては、厚生年金保険に加入するか否かを従業員の判断に任せていた。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、当時まだ若く、B作業などの実務は行っておらず、雑用などの業務に従事していたと思う。職人であれば、勤務開始当初から実務を行っていたが、職人でない場合は、一般的には見習いとして1年から2年間は職人の作業を見て業務を覚えるような状態であった。申立人の給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたか否かは分からないが、見習いとして勤務していたので、厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」と述べている。

加えて、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保



険者記録が確認できる二人の従業員は、「当時、事務員を除く工場内勤務の従業員数は35人から40人であった。」と回答しているところ、被保険者名簿から確認できる当時の男性被保険者（工場内で勤務していたと考えられる従業員）の人数は約26人であることなどから、申立期間当時、A社の事業主は、必ずしもすべての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

そのほか、申立人は、「当時、社会保険関係の事務を行っていた同僚から健康保険被保険者証を提出するように言われた記憶がある。」と述べているが、前述の被保険者名簿において、当該同僚は、申立期間後の昭和40年3月以降の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立期間においてA社に勤務していなかったと供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

申立期間は親方と一緒にA事業所で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答並びに申立人及び親方の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間において、親方と雇用契約を結んでいたが、A事業所とは雇用契約を結んでいなかった。」と供述している上、A事業所は、「申立人は、下請業者の下で勤務しており、申立人とは、直接雇用契約を結んでいなかった。」と回答しているほか、前述の親方も「申立人は私の従業員であり、A事業所の従業員ではない。」と供述していることから、申立人とA事業所との間には、雇用関係が無かったものと推認できる。

また、A事業所が保管している昭和47年度労働保険確定申告計算書から、親方の下で勤務していた申立人を含む11人の作業員(申立人を含む)の氏名が確認できるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該11人全員の氏名は無く、同事業所が保管する昭和48年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(確認通知書)にも、当該11人の作業員の氏名は見当たらない。

さらに、A事業所は、「当社と雇用契約を結んでいない作業員については、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人も、「親方の下で勤務していた当時、A事業所により給与から厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A事業所の回答並びに申立人及び親方の供述から、申立人は、A事業所の下請業者であった親方の下で勤務していたことがうかがえるところ、適用事業所名簿から、その親方が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは平成元年4月1日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月1日から63年ごろまで  
昭和60年11月1日から63年ごろまでの間、A事業所にB職、C職として勤務していた。同社の従業員数は約10人で、当時はD職種と一緒にJ業務を行ったこともあった。他の従業員には、厚生年金保険の被保険者記録が有るのに、私の被保険者記録だけが無いのは納得いかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及び別の事業所からA事業所に派遣されていたとするD職種の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿から、A事業所は平成14年5月1日から厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、当時の事業主は病気療養中で、申立期間当時E職を担当していたとされる事業主の妻も既に故人となっているほか、回答を得ることができた申立期間当時の役員の一人も、「私は役員として勤務していたが、人事等には携わっておらず、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人の被保険者のうち、回答のあった4人はいずれも、「申立人を知らない。」と供述している上、そのうちの一人は、「昭和61年10月から平成14年4月までの期間にE職としてA事業所の工場勤務し、F業務、G業務、並びにHの管理に係る業務に従事していたが、申立人の名前は聞いたことがない。」と供述している。

さらに、申立人がA事業所の直前に勤務していたとするI事業所の元役員で、A事業所の事業主の甥は、「A事業所は私の叔父が経営していた会社で、少なからず従業員の名前は知っていたが、申立人の名前は記憶にない。同社でB職やC職の役職を務めた人ならば、少なくとも名前ぐらいは覚えているはずである。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げ、前述の被保険者原票において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人の同僚は、「期間は特定できないが、申立人がA事業所で勤務していたことは覚えている。しかし、厚生年金保険料を事業主により申立人の給与から控除されていたか否かは分からない。」と供述している。

また、前述の被保険者原票に、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 459

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで  
昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月末日までの間、A事業所に非正規職員として勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A事業所に勤務していた期間は、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A事業所に勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間を含む昭和 43 年 12 月 1 日から 49 年 4 月 16 日までの期間、A事業所とは別の事業所において雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、適用事業所名簿から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となっている期間は、昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの期間、及び 47 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日までの期間であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、同事業所の人事関係の記録等を継承したB企業年金基金は、「当基金では、正規職員の記録、又は採用時には非正規職員であっても、その後正規職員となった者の記録しか継承していない。申立人のような非正規職員の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況については不明である。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同僚のうち回答のあった一人は、「申立人がA事業所に勤務していたことは記憶しているが、正確な勤務の時期や、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かは、分からない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。